

- 1 議案名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 徳島県立城西高等学校の学科再編並びに徳島県立池田高等学校
辻校及び徳島県立池田高等学校三好校の設置に伴い、徳島県立学
校規則について所要の改正を行う必要がある。
- 3 関係法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第百六十二号) 第三十三条
高等学校設置基準
(平成十六年文部科学省令第二十号) 第六条
徳島県立学校設置条例
(昭和三十九年三月二十一日条例第五十五号)

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 平成二十九年三月三十一日に徳島県立辻高等学校又は徳島県立三好高等学校に在籍する生徒は、第三十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、同年四月一日に徳島県立池田高等学校長が指定する当該高等学校全日制の課程の学科及び学年に転学するものとする。

(改正案)			(現行)		
別表第一 (第三条関係) 高等学校全日制の課程			別表第一 (第三条関係) 高等学校全日制の課程		
学校名	学科及び類名	所在地	学校名	学科及び類名	所在地
(略)					
徳島県立 城西高等 学校	業	生産技術科	徳島県立 城西高等 学校	業	生産技術科
		植物活用科			植物活用科
		食品科学科			食品科学科
	農	アグリビジネス科		農	アグリビジネス科
	総合学科	徳島市鮎喰町二丁目		総合学科	徳島市鮎喰町二丁目
(略)					
徳島県立 池田高等 学校	普通科	三好市池田町	徳島県立 池田高等 学校	普通科	三好市井川町
	理数 探究科			総合学科	
徳島県立 池田高等 学校辻校	総合学科	三好市井川町	徳島県立 池田高等 学校	普通科	三好市池田町
				理数 探究科	
徳島県立 池田高等 学校三好 校	業	食農科学科	徳島県立 三好高等 学校	業	食農科学科
	農	環境資源科		農	環境資源科
		三好市池田町		商	情報ビジネス科

徳島県立学校規則の一部改正について

教育創生課

1 高等学校の再編整備について

本県では、少子高齢化、高度情報化、国際化等の社会環境の変化並びに生徒及び保護者の価値観の多様化を踏まえ、新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るために高等学校の再編整備等を進めている。

2 徳島県立城西高等学校について

城西高等学校では、現在、農業生産、植物活用、食品製造の各分野におけるスペシャリストの育成を目指した学科が設置されている。しかし、我が国の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は厳しく、少子高齢化・グローバル化の中で国内食市場の縮小、担い手不足等が課題であり、新たな農業の取組と構築が必要とされている。高等学校段階の教育において、農業の潜在力を発揮させるICT等を活用した新たな農業生産システム、従来のスペシャリスト育成と同時に、地域資源の維持・継承・活用による生産・商品開発・加工・販売までの一貫した知識と経営力を育成する6次産業化教育を導入し、地方創生の担い手となる人材を育成する。

学科においては、既存の農業科の「生産技術科」、「植物活用科」、「食品科学科」に加え、農業・工業・商業科教育を融合した「アグリビジネス科」を設置する。

3 徳島県立池田高等学校辻校及び徳島県立池田高等学校三好校の設置について

三好地域においては、徳島県立池田高等学校、徳島県立辻高等学校及び徳島県立三好高等学校を再編し、徳島県立池田高等学校を本校とし、徳島県立池田高等学校辻校及び徳島県立池田高等学校三好校を設置することとしている。

池田高等学校、辻高等学校及び三好高等学校がこれまで培ってきた教育を継承するとともに、地域の子どものための多様な学習ニーズに対応した教育を展開することにより、三好地域の子どものはこの地域の学校で教育し、地域の発展に貢献する人材を育成する。

① 再編校における設置学科

	大学科	小学科・系列
本 校	普通科	
	理数科	探 究 科
辻 校	総合学科	情報ビジネス系列 生活デザイン系列 医療・福祉系列
三好校	農業科	食農科学科
		環境資源科

② 再編校の位置

本校は、池田高等学校（三好市池田町ウエノ）とし、現辻高等学校（三好市井川町御領田）及び現三好高等学校（三好市池田町州津）の校地に池田高等学校辻校及び池田高等学校三好校を置く。

4 施行期日

平成29年4月1日

